

○松江市鹿島マリーナの設置及び管理に関する条例

平成17年3月31日

松江市条例第327号

改正 平成25年12月20日条例第69号

平成28年3月24日条例第26号

平成31年3月29日条例第3号

令和元年7月12日条例第1号

(設置)

第1条 公共水域等の秩序の維持、住民の生活環境の保全及び海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資するため、松江市鹿島マリーナ(以下「マリーナ」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 マリーナの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松江市鹿島マリーナ	松江市鹿島町佐陀本郷1371番地1

(指定管理者による管理)

第3条 マリーナの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) マリーナの施設の使用の許可に関する業務
- (2) 佐陀川における公共水域等の秩序の維持に関する業務
- (3) マリーナの施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がマリーナの管理運営上必要と認める業務

(休業日等)

第5条 マリーナの休業日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

2 マリーナの開場時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休業日若しくは開場時間を変更し、又は臨時に休業日を指定することができる。

(使用の許可)

第6条 マリーナの施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、マリーナの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、マリーナの施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、マリーナの管理上支障があるとき。

(使用の許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、又はマリーナの管理上特に必要があるときは、使用の許可を取り消し、又は使用の許可の条件を変更し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 災害その他の事故によりマリーナの施設の使用ができなくなったとき。

2 前項に規定する使用の許可の取消し、使用の許可の条件の変更又は使用の停止により使用者が損害を受けることがあっても、市長及び指定管理者は、その責任を負わない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、その使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定めるマリーナの施設の使用に係る料金(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき又は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがで

きる。

(1) 使用者の責任に帰することができない理由により、施設等を使用することができなくなったとき。

(2) マリーナの管理上特に必要があるため、指定管理者が使用の許可を取り消したとき。
(行為の禁止)

第13条 マリーナにおいて、何人も、次の行為をしてはならない。

(1) 遊泳をし、又は水産動植物を採捕する行為

(2) 所定の場所以外の場所で火気を使用する行為

(3) 所定の場所以外の場所にごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は放置する行為

(4) 急速力をもって航行し、又は無謀な操縦をする行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、マリーナの管理上支障となるおそれのある行為

(行為の制限)

第14条 マリーナにおいて、次の行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 物品販売、業としての写真撮影その他の営利を目的とする行為

(2) 非営利目的のための宣伝、募金その他これらに類する行為

(立入り等)

第15条 指定管理者は、この条例の施行に必要な限度において、使用者又は前条の規定により許可を受けた者から報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復義務)

第16条 使用者は、施設の使用が終わったとき、又は使用の許可を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、その使用した施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において現状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第17条 使用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市長による管理)

第18条 第3条の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、第4

条各号に掲げるマリナーの管理に係る事務を行うことができる。

- 2 前項の規定により市長がマリナーの管理に係る業務を行う場合における第5条から第8条まで、第12条及び第14条から第16条までの規定の適用については、第5条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「ときは、市長の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第6条、第7条及び第8条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条及び第14条から第16条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 市長は、詐欺その他不正な行為により使用料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の鹿島町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年鹿島町条例第29号)及び鹿島マリナーの設置及び管理に関する条例(平成16年鹿島町条例第19号)の規定によりなされた指定管理者の指定その他の処分、手續その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の鹿島マリナーの設置及び管理に関する条例の例による。

附 則(平成25年12月20日松江市条例第69号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第10条から第12条までの規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の松江市鹿島マリーナの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた指定管理者の指定に関する処分、手続その他の行為は、松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成17年松江市条例第396号)の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年3月24日松江市条例第26号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日松江市条例第3号)抄

改正 令和元年7月12日条例第1号

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年7月12日松江市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第10条関係)

- 1 船舶係留施設

ア 水域

区分	艇の長さ(全長)	年間料金	1箇月料金
最大船	10m以上	165,000円	16,500円
大型船	8m以上10m未満	132,000円	13,200円
中型船	6m以上8m未満	99,000円	9,900円
小型船	6m未満	88,000円	8,800円

イ 陸域

艇の制限	年間料金	1箇月料金
全長 8m未満 重量 2.5t以下	49,500円	4,950円

- 2 揚艇施設

区分	料金
揚艇	1回の利用につき 1,650円
降艇	1回の利用につき 1,650円

備考 牽引料金を含む。